



# 法人こおりやま

2022. 8

第530号



題名/夕陽輝く集落(100号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

**無料**

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

### 税務署二ユース

〈インボイス制度〉登録申請  
手続は、e-Taxをご利用ください!!

新型コロナウイルスの影響が変わった  
「総務の仕事」

### 税のミニ通信

住宅ローン控除と

住宅取得等資金の贈与の改正点

お金を貯めるより生かすつか

トピックス

## 目次

トピックス	8
お金を貯めるより生かすつか	7
住宅ローン控除と 住宅取得等資金の贈与の改正点	6
税のミニ通信	4
「総務の仕事」	4
新型コロナウイルスの影響が変わった	4
〈インボイス制度〉登録申請 手続は、e-Taxをご利用ください!!	2

税務署ニュース

# インボイス制度 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



## 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(\*)が開始されます。

制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(\*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



### 【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



## e-Taxによる登録申請手続

### <事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「電子証明書の取得」をご覧ください。）。



### <登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。  
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ <sup>(注)</sup>	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

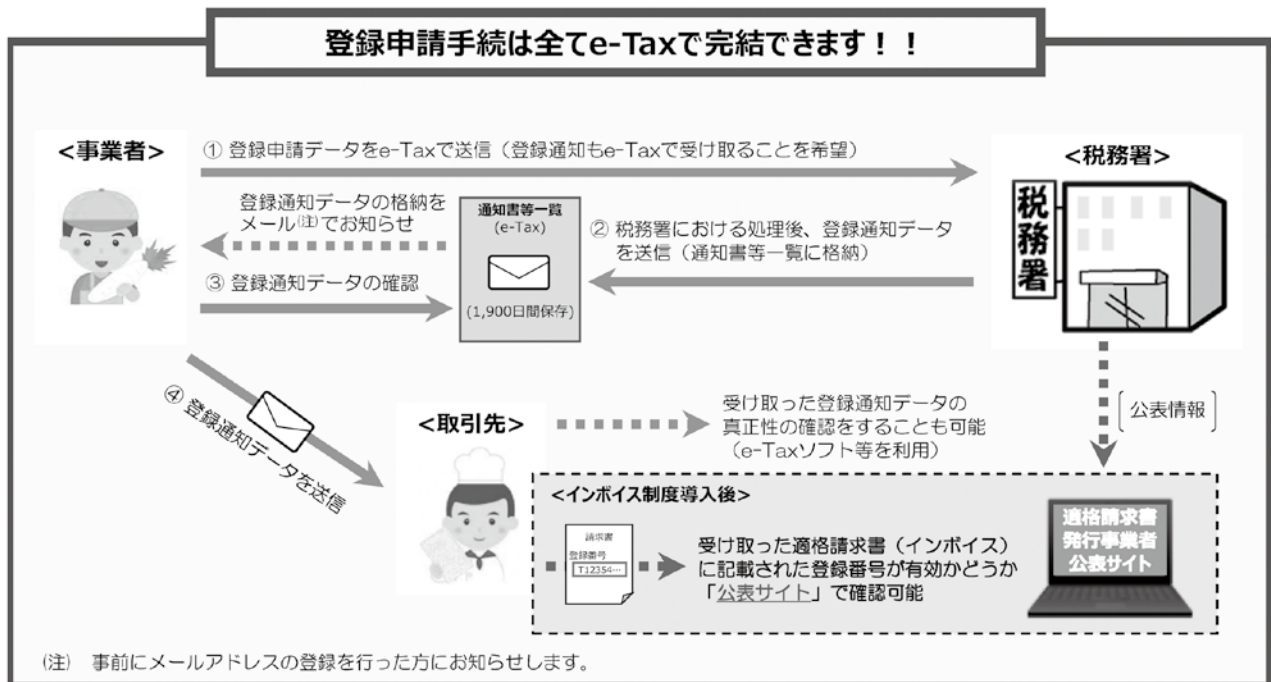
# e-Taxソフト(SP版)及びe-Taxソフト(WEB版)の 操作方法の詳細

操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)



## 登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



## お問い合わせについて

### <e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

#### ○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

【受付時間】 9:00～17:00

(ナビダイヤル (有料))

(土日祝及び年末年始を除く。)

※ 1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※ 2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



#### <マイナポータルAPIに関するお問い合わせ>

##### ○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

【受付時間】 (平日) 9:30～20:00

(無料)

(土日祝) 9:30～17:30

(年末年始  
を除く。)

### <インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

#### ○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

【受付時間】 9:00～17:00

(無料)

(土日祝及び年末年始を除く。)

株人事サポートプラスワン代表取締役・経営士 松本健吾

# 新型コロナウイルスの影響で変わった 総務の仕事

## 働き方改革の深化の重要性

どこの会社でも少なからずコロナ禍を契機として、ハンコレス化・ペーパーレス化、商談・会議のオンライン化といったデジタル技術の活用により、場所と時間に捉われない働き方や職場の効率化・省力化などの業務改善が進展したはずですが。

これからは、ますます業務プロセスの見直し・改善、それを通じた業務の廃止、デジタル技術を活用した業務の自動化・遠隔化等に取組むことが肝要です。

ここでは、もともと国として進めなかった働き方改革の施策の一環であり、新型コロナウイルスの影響によって急激に進んだ総務の仕事を解説します。

## 押印原則の見直し

押印した文書は、特に疑わしい事情がない限り、正しく成立したものとして証拠に使ってよいとされていることから、押印があれば証明の負担が軽減されます。

しかし、そもそも文書の成立は、相手方が争わない限り、基本的に問題とはなりませんし、相手方が争ったなら、押印の有無のみで判断されるものでもありません。また、押印でない方法でも文書の成立を立証することは可能で、押印がなければ立証できないものでもありません。

そのため、商習慣としてのハンコから脱却し、必ずしも押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、重要な文書だから

ハンコが必要と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義です。

そこで、官公庁に提出する書類をはじめ、さまざま書類からハンコがなくなりました。

これにならない、社内における承認や決裁などのハンコも多くなりがちです。

## 電子契約とは

ビジネスは、すべて契約で行われているといっても過言ではありません。

この契約とは、当事者間の合意によって成立する法的な拘束力を持つ約束であり、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することなく、口約束でも成立します。

しかし、口頭では行き違いによりどちらが事実か判断できません。

そのため、実際には契約書なくビジネスを進めることはほとんどありません。

つまり、契約書を作成する最大の目的は、証拠として残すことなのです。

そして、今までの契約書は、一般的には紙を用いて作成し、当事者双方で保管してきました。

これを電子的なデータにより作成し、インターネットなどの通信回線を用いて契約を締結し、保管するものが電子契約です。

この電子契約には、紙印刷、発送等の費用・保管スペース・印紙税の削減、事務作業の効率化、コンプライアンスの強化など、さまざまなメリットがあります。

特に、課税文書とは、紙により作成されているものとされていることから、電子契約では該当せず、収入印紙を貼付することで印紙税を納付する必要がないこと

とは、金銭の直接的な大きなメリットです。

## 電子署名と電子印鑑

このように、電子契約は、契約方式としては問題ありませんが、紙の契約書と比較すると、証拠としての効力に差が生じる恐れがあることに注意を要します。

それが、署名や押印の有無です。そもそも契約は、当事者間の合意で成立するものですので、署名や押印は必須ではありません。

しかし、契約書では、署名または押印があるときに、文書の作成名義人が本当に作成したものであると推定され、容易に証明できることとなります。

しかし、電子契約には、署名や押印はできません。そこで、署名や押印に代わるものとして、急速に普及したものが電子署名です。

電子署名とは、電磁的記録に記録された情報について作成者を示す目的で行われる暗号化等の措置で、改変が行われていないかどうか

か確認することができるところです。

第三者機関（電子認証局・時刻認証局）を通じて発行された電子証明書とタイムスタンプにより、文書の本人証明や改ざん防止ができ、ハンコでいうと実印の位置付けです。

なお、電子印鑑とは、ハンコでいうと認印に当たり、印影を画像化したものやソフトのスタンプ機能などを利用して電子文書に押印するものです。

電子証明書がないため、証拠としては劣りますが比較的容易で日常業務には適しています。

### 多様で柔軟な働き方の実現

コロナ禍では、テレワークや時差出勤、フレックスタイム制など、柔軟な働き方が多くの会社に急速に広がりました。

テレワークには3つの種類があり、①自宅を就業場所とする「在宅勤務」、②移動中の交通機関やカフェなどを就業場所とする「モ

バイル勤務」、③オフィスから離れたところにある施設を利用する「サテライトオフィス勤務」です。

ちなみによく聞くりモーターワークは、テレワークと同義語として使用されています。テレワークのなかでも在宅勤務は、感染防止対策として多くの会社が利用しました。

そして、アフターコロナに向けて、在宅勤務の行方は、大きな悩みどころであり、社員の強い継続の希望と会社の在宅勤務による弊害の除去の難しさのせめぎあいです。しかし、そろそろ将来に向けた方針を決定しなければなりません。

テレワークによる問題点を洗い出し、継続の可否、また、テレワークを認める範囲の見直しなどに取り組んでください。

テレワークの活用を通じて、①自律的な働き方の促進、②ワークライフバランスの実現、③育児や介護を抱える働き手や障害のある働き手など多様な人材の活

躍推進、④情報通信技術による業務の効率化等が期待できます。

コロナ禍で得た知見と経験を活かし、部署や職種の特性や働き手の業務遂行能力等を勘案しながら、自社における出社とテレワークの組合せを模索することで組織の生産性向上を実現していくことが重要です。

### テレワークの留意点

厚生労働省において、自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備のポイントがまとめられています。

部屋の広さや窓、照明、室温・湿度に加え、机や椅子などについても、テレワークに適した作業環境が設定されていますので、労使で協力しながら改善を図りましょう。

また、テレワークを行うことによって、労働者に過度の負担が生じることは望ましくありません。

そこで、費用負担の取扱いについて、労使のどちらがどのように負担するか、

また、使用者が負担する場合の限度額、労働者が使用者に請求する場合の方法等について、労使で十分に話し合い、ルールを定め、就業規則等に定めておくことが望ましいです。

特に、労働者に情報通信機器、作業用品その他の負担をさせる場合は、就業規則に定めなければなりません。

なお、在宅勤務に伴い、全体の費用のうち業務に要した実費の金額をその実態を踏まえて合理的・客観的に計算し、支給することも考えられます。

この場合、国税庁の「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」がありますので、参考にしてください。

### 持続的な成長の実現へ

これらのほか、総労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、仕事と育児・介護等との両立支援など、働きやすさを高める施策の充実が図られました。

そして、こうした経験を活かしながら、働き手のエンゲージメント（会社に対する愛着や貢献の意志をより深めること）を高め、付加価値を創造する力を強化することが必要であり、ウイズコロナを乗り越え、アフターコロナに向けて持続的な成長を実現するためには、労使で協働することが重要な鍵となります。

このようなことを達成するためには、経営者と社員をつなぐ総務の役割はさらに重要度が増すことは間違いありません。

また、首都圏の働き手がテレワークを経験したことにより、地方移住への関心が高まり、さらには、副業・兼業に関心を持つ働き手も多くなっています。

優秀な人材を獲得するためには、このような働き方を推進することは不可欠であり、自社の状況に応じて、働き手が場所や時間を柔軟に選んで働くことができる環境整備に取り組んでいかなければなりません。

税のミニ通信

# 住宅ローン控除と住宅取得等資金の贈与の改正点

## (1)住宅ローン控除制度の改正点

- ①住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)されました。
- ②当面の経済状況を踏まえた措置として、控除率が0.7%(改正前:1%)となりました。
- ③新築住宅等につき控除期間が13年へと上乘せ(※1)になりました。
- ④住宅ローン控除の適用対象者の所得要件が合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)になりました。
- ⑤合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が40㎡以上に緩和されました。

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

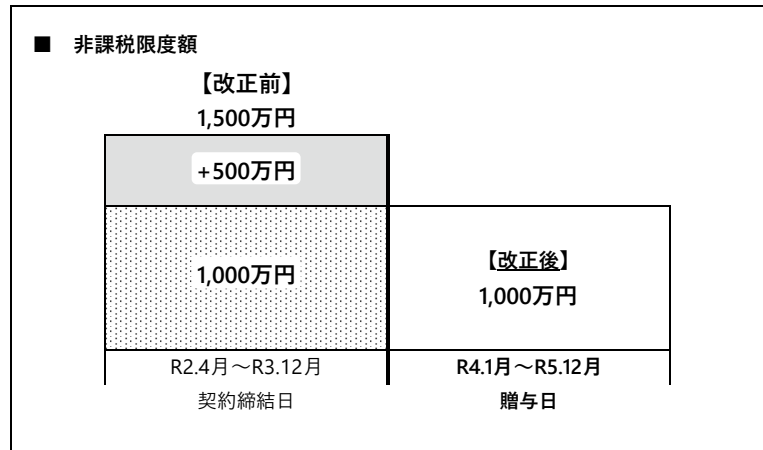
【改正前】		【改正後】		
		令和4・5年入居 令和6・7年入居		
新築住宅・ 買取再販住宅 (※2)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円
	一般住宅	4,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
既存住宅 (※5)	一般住宅	2,000万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円
			その他の住宅(※3)	3,000万円
		認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)	3,000万円	
		その他の住宅(※3)	2,000万円	

- ※1 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とします。
- ※2 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことをいいます。
- ※3 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことをいいます。
- ※4 令和5年までに新築の建築確認が受けられなかった場合は0万円となります。
- ※5 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象となります。

## (2)住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正点

■非課税限度額を見直した上で、適用期限(令和3年12月31日)が令和5年12月31日まで2年延長されました。

- 適用要件
- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋(合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引き下げ)
- 受贈者：直系卑属(合計所得金額2,000万円以下など)



- ※1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額となります。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減となります。
- ※2 受贈者の年齢要件：20歳  
⇒【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)
- ※3 既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内 又は②耐震基準に適合していることが必要です。  
⇒【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とします。
- ※4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置きとなります。  
⇒【改正後】令和5年12月末まで2年延長されます。

## お金を貯めるより生かすってか

フリーランスライター 藤木 順平

だいぶ昔、あるラジオ番組の「預貯金に関する“標語”の募集」で、一等に選ばれたのが「お金を貯めて銀行買おう」だった。実は、これを書いたのは筆者。いきなりの自画自賛つき私事で恐縮しきり。賞金はといえば、番組の関係者だったのでもらえなかった。

ひとことに預貯金というが「預金」と「貯金」の違いはご存じか？ ざっくりいえば預金は銀行に預け、貯金は郵便局(ゆうちょ銀行)などに預けること。それぞれに記念日があって「郵便貯金の日」は5月2日、「銀行の日」は7月1日。どちらにもその理由はあるがここでは省略。そして、これらをまとめたような「貯蓄の日」が10月17日である。日本銀行が制定したもので、その年に収穫された穀物などを感謝の気持ちを込めて伊勢神宮にささげる神嘗祭(かんなめさい)の日にあたる。

ところが、知ってか知らでか、大事な宮中行事をしり目に、最近「貯蓄」の旗色が悪い。岸田政権が掲げる「新しい資本主義」では「貯蓄から投資へ」をうたっている。貯めるより、株式などの運用を勧めているわけ。

お金の「活用」といえば聞こえは良いが、失敗だってあることをゆめゆめお忘れなく。

【筆者紹介】藤木順平(ふじき・じゅんぺい) フリーランスライター。日本笑い学会会員。



## 租税教室 開催

先月に引き続き、管内各小学校に出向いて租税教室を開催した。租税教室は、社会生活における税の役割や大切さについて考えることとともに、身近な税に対する理解を深めてもらうことを目的に開催しており、6月は10校で実施した。



安積第三小学校



安積第二小学校



開成小学校



岩江小学校



郡山ザベリオ学園小学校



行徳小学校



西田学園



船引南小学校



大島小学校



穂積小学校



## 地震予知は直近に限る？

フリーランスライター 藤木 順平

友人が文句を言っていた。「見たい番組を留守録していたら、地震速報が入って場面が切り替わり、番組は中止になっていた」と。

チャムのあと「〇〇で地震があり、震度2」というテロップが画面に流れると、不謹慎ながら震度2でそこまでは？ と思ってしまう。番組が中止になるほどの地震なら、それはそれで大変だし、関係者にはお気の毒なのだが…。

かつて、地震は予知できるとして、ある大学の先生方を中心に、たくさんの国家予算を費やして地震計を設置。結果、何年か前に「予知できない」と白旗を掲げたことがある。

国が予知できないのならと、市井の地震学者や研究者、物好き、一般市民が予知に乗り出した。いわく、

「変な形の雲があった」「発光現象があった」「深海魚が出てきた」「カラスが騒いだ」「子どもが急に勉強を始めた」などなど(最後のやつは冗談)。

「私は30年前に、あの地震を予知していた」という人がいたら、そんなに前から？ すごい! と思っはダメ。30年の間にはさまざまなことが起きるものだ。日本では震度4以上の地震が年間50回ほど、どこかで発生している。

来年は関東大震災から100年。改めて地震対策に取り組むにはいい機会だ。

### 【筆者紹介】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい)フリーランスライター。日本笑い学会会員。